

公益財団法人いばらき腎臓財団の職員の給与及び旅費に関する規程

平成16年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人いばらき腎臓財団組織規程（平成16年3月26日制定。以下「組織規程」という。）第3条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、職員のうち嘱託に係るものは別に定める。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給与の基準)

第3条 この規程に定めるもののほか、職員の給与は、茨城県の一般職の職員（以下「県職員」という。）の給与の例によるものとし、この場合における給料表の適用は、行政職給料表による。

2 職員の職務の級は、別表による。

3 新たに職員となった者の号級の決定について、前2項により難いときは、その者の学歴、経歴等を勘案して理事長が定める。

(昇格及び昇給の基準)

第4条 職員の昇格及び昇給の基準は、県職員の例による。

(退職手当)

第5条 職員の退職手当については、公益財団法人いばらき腎臓財団退職金規程に定める。

(旅費の支給)

第6条 職員が財団の用務のために出張した場合には、旅費を支給する。

2 職員以外の者が財団の依頼により調査、研究その他財団の用務のために出張した場合には、その者に旅費を支給する。

(旅費の額等)

第7条 前条の旅費については、県職員の旅費支給の例によるものとし、この場合の旅費の区分は、職務の級によるものとする。

(除外)

第8条 他の機関の職員が財団の職員を兼ねている場合であって、本来の所属機関が職員の給与及び旅費を負担する場合にあっては、この規程は適用しない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 財団法人いばらき腎バンク職員の旅費に関する規程（平成2年6月28日制定）は廃止する。
- 3 平成22年1月1日改正
- 4 平成26年4月1日改正

別表第1（第8条関係）

行政職給料表級別職務表

級 組織	7	6	5	4	3	2	1
(公財) いばらき腎臓 財団事務局	事務局長						
		次長					
			係長	係長			
					主任	主任	
						主事	主事